平成２４年（フ）第７３１８号
愛知県豊田市桜町２丁目26―301、開始決定時の住所東京都府中市分梅町３丁目28番地の１
破産者　坂口　哲也
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３２６号
東京都葛飾区西亀有２丁目50番２号
破産者　トップサービス株式会社
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３２７号
東京都足立区東和１丁目21―11　パステロード・Ｉ番館103
破産者　山崎　　明
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３７８号
東京都足立区古千谷本町４丁目６－４
破産者　稲田　俊樹
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８０４号
東京都板橋区中台３丁目11―10―306
破産者　山田　美樹
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９５３号
東京都中野区若宮２丁目１－７―102
破産者　大西眞由美
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９９６号
東京都足立区辰沼１丁目９―13　辰沼マンション２号棟303
破産者　林　　洋一
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４０５号
神奈川県川崎市宮前区初山１丁目29―37―Ｃ―202
破産者　黒田　貴志
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４１１号
東京都練馬区旭町２丁目13―９―303
破産者　石原　晃次
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４４９号
東京都葛飾区四つ木４丁目７―15
破産者　谷中　慎一
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４５４号
埼玉県川越市月吉町９番地　３―207号室
破産者　富田　浩章
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４７６号
東京都台東区日本堤２丁目30―10―201
破産者　朝倉　裕一
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４８２号
神奈川県秦野市清水町７－３
破産者　小清水　徹
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４８３号
神奈川県秦野市清水町７－３
破産者　小清水玲子
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５２７号
神奈川県横浜市南区大岡３丁目45―20
破産者　鈴木　哲也
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２号
神奈川県座間市緑ケ丘２丁目28番17号　グリーンハイツ一の宮101号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県座間市東原５丁目１番８―108号さがみ野さくら
破産者　ファッション・ｋａｎｂｅ株式会社
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１３５号
相模原市南区上鶴間本町６丁目15番53号
破産者　有限会社細野組
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２６４号
愛知県一宮市北方町北方字下本郷二86番地１、商業登記簿上の本店所在地愛知県一宮市北方町北方字東本郷下102番地
破産者　有限会社サン・ポイント企画
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３１号
愛知県稲沢市一色上方町117番地７
破産者　有限会社中京リバー
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３２号
京都府舞鶴市字円満寺169番地の４、登記簿上の所在地京都府舞鶴市字円満寺154番地の１
破産者　株式会社ライフクリエーション
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
兵庫県高砂市高砂町田町491番地
破産者　株式会社シモカワフアツシヨンガーメント
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部